

## 浜松市私立幼稚園就園奨励金交付要綱

### （趣旨）

第1条 市長は、私立幼稚園に就園する園児の保護者の所得に応じて、就園に要する経済的負担の軽減を図ることを目的とした私立幼稚園就園奨励金（以下「補助金」という。）の交付について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。）、浜松市私立幼稚園就園奨励金事務処理要領及びこの交付要綱の定めるところによる。

### （定義）

第2条 この要綱において私立幼稚園とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園であって、市以外が設置する施設をいう。ただし、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項に規定する特定教育・保育施設を除く。

### （補助対象者）

第3条 私立幼稚園の設置者（以下「幼稚園設置者」という。）が、浜松市に住所を有し当該幼稚園に在園する満3歳（満3歳に達した幼児が翌年度の4月を待たずに年度途中から幼稚園に就園する場合）から小学校就学前までの園児がいる世帯で、当該年度に入園料、保育料の減免（補助）の申請のあった世帯のうち、別表1又は別表2に掲げる区分に該当する世帯に対して、入園料、保育料を減免（補助）する場合に、市長は幼稚園設置者に対して補助を行うものとする。

### （補助金の額）

第4条 補助金の額は、前条に規定する在園児について別表1又は別表2に掲げる補助限度額の範囲内とする。

2 年度の途中で退園した園児及び入園した園児に係る補助金の額は、前項に規定する額を月割りで算出して得た額とする。この場合において、当該年度に入園料を支払ったときは、当該入園料を3か月分の保育料として加算し、15月で除して算出した額とする。

### （補助金の使用目的）

第5条 補助金は、第3条に規定する園児の入園料及び保育料に充てなければならない。

### （交付の申請）

第6条 補助金の交付を申請しようとする幼稚園設置者は、交付申請書（第1号様式）を、市長の定める日までに市長に提出しなければならない。

2 前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市長が認めた場合においては、この限りでない。

- (1)事業計画書（第2号様式）
- (2)保育料等減免に関する調書（第3号様式）又は保育料等減免の辞退届（第4号様式）の写し
- (3)徴収している入園料及び保育料の額を明らかにする書類（園則等）
- (4)保護者の市町村民税課税証明書（生活保護法の規定による保護を受けている世帯にあっては生活保護証明書の写し）
- (5)保護者の所得、世帯状況等を明らかにする書類
- (6)市税納付・納入確認同意書（第5号様式）
- (7)市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し

（交付の決定）

第7条 市長は、前条に規定する補助金の交付の申請があった場合は、補助金を交付するか否かを決定し、交付決定通知書（第6号様式）により幼稚園設置者に通知するものとする。

2 補助金の交付を決定する際は、次に掲げる事項を条件とする。

- (1)補助金の交付を受けようとする幼稚園設置者は市税を完納していなければならない。
- (2)補助事業の内容または経費の変更をする場合は、市長の承認を受けるべきこと。
- (3)補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。
- (4)規則第17条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付すること。
- (5)補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。

（変更交付の申請）

第8条 前条に規定する補助金の交付の決定を受けた幼稚園設置者は、補助金の交付申請の内容に変更が生じた場合は、変更交付申請書（第7号様式）を、速やかに市長に提出しなければならない。

2 前項の変更交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市長が認めた場合においては、この限りでない。

- (1)事業計画書（第2号様式）

- (2)保育料等減免に関する調書（第3号様式）又は保育料等減免の辞退届（第4号様式）の写し
- (3)保護者の市町村民税の課税証明書（生活保護法の規定による保護を受けている世帯にあっては生活保護証明書の写し）
- (4)保護者の所得、世帯状況等を明らかにする書類

（変更交付の決定）

第9条 市長は、補助金の変更交付の申請があった場合は、補助金を交付するか否かを決定し、変更交付決定通知書（第8号様式）により幼稚園設置者に通知するものとする。

（概算払）

第10条 市長は、奨励事業の目的達成のため、園の運営上必要と認められる場合は、概算払申請書（第9号様式）により概算払をすることができる。

（実績報告）

第11条 幼稚園設置者は、入園料、保育料の減免（補助）が完了した日から10日以内に、実績報告書（第10号様式）及び歳入歳出決算書（第11号様式）により市長に報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第12条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合は、その内容を審査し、適当であると認めるときは、確定通知書（第12号様式）により幼稚園設置者に通知するものとする。

（書類の保管）

第13条 補助金の交付を受けた幼稚園設置者は、市から送付する保育料減免認定者名簿及び減免を受けた世帯から提出される保育料等減免確認書を10年間保管しておかなければならない。  
2 市長は、必要があると認める場合は、前項に規定する書類を検査することができる。

附 則

この要綱は、平成29年4月28日から施行し、平成29年度の補助金に適用する。

別表 1

## 階層区分ごとの補助限度額

区 分		補助対象 経 費	補 助 限 度 額		
			第 1 子	第 2 子	第 3 子以降
	生活保護法の規定による 保護を受けている世帯	入園料、 保育料の 合計額	年額 308,000円	年額 308,000円	年額 308,000円
	当該年度に納付すべき市 町村民税の所得割が非課 税となる世帯		年額 272,000円	年額 308,000円	年額 308,000円
	当該年度の市町村民税所 得割額が、77,100円 以下の世帯		年額 139,200円	年額 223,000円	年額 308,000円
	当該年度の市町村民税所 得割額が、211,200 円以下の世帯		年額 62,200円	年額 185,000円	年額 308,000円
	上記区分以外の世帯			年額 154,000円	年額 308,000円

- 注 1 . 多子軽減の適用に関しては、第 階層以下の世帯については、多子計算に係る年齢制限を撤廃、第 階層以上の世帯については、小学校 3 年生までの兄・姉の数に応じて、多子世帯の負担軽減を図る。多子計算に係る兄・姉については、年齢に上限を設けないが、生計を一にする者に限る。
- 2 . 世帯構成員中 2 人以上に所得がある場合は、父母とそれ以外の家計の主宰者（祖父母のうち所得割課税額が高い方。ただし父母の所得割課税額がいずれも 0 円である場合に限り）の所得割課税額を合算する。
- 3 . 途中入園又は途中退園により、入園料及び保育料が在園期間に応じて支払われている場合の補助限度額は次の算式により減額して適用する。  
上記の単価 × (保育料の支払い月数 + 3) ÷ 15 (百円未満を四捨五入)
- 4 . 実際の支払額が限度額を下回る場合は、当該支払額を限度とする。
- 5 . 所得割課税額については、住宅借入金等特別税額控除前の所得割課税額を用いて、所得階層区分を決定する。

別表 2

ひとり親世帯等の特例

ひとり親世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯、そのほかの世帯の子どもの補助限度額については、以下のとおりである。

区 分		補助対象 経 費	補 助 限 度 額		
			第 1 子	第 2 子	第 3 子以降
	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割が非課税となる世帯	入園料、 保育料の 合計額	年額 308,000円	年額 308,000円	年額 308,000円
	当該年度の市町村民税所得割額が、77,100円以下の世帯		年額 272,000円	年額 308,000円	年額 308,000円

- 注 1 . 多子軽減の適用に関しては、第 階層以下の世帯については、多子計算に係る年齢制限を撤廃、第 階層以上の世帯については、小学校3年生までの兄・姉の数に応じて、多子世帯の負担軽減を図る。多子計算に係る兄・姉については、年齢に上限を設けないが、生計を一にする者に限る。
- 2 . 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、父母とそれ以外の家計の主宰者（祖父母のうち所得割課税額が高い方。ただし父母の所得割課税額がいずれも0円である場合に限り）の所得割課税額を合算する。
- 3 . 途中入園又は途中退園により、入園料及び保育料が在園期間に応じて支払われている場合の補助限度額は次の算式により減額して適用する。  

$$\text{上記の単価} \times (\text{保育料の支払い月数} + 3) \div 15$$
（百円未満を四捨五入）
- 4 . 実際の支払額が限度額を下回る場合は、当該支払額を限度とする。
- 5 . 所得割課税額については、住宅借入金等特別税額控除前の所得割課税額を用いて、所得階層区分を決定する。